

「新規業務の認可申請について」に対する意見(考え方)

平成29年5月12日  
全国生命保険労働組合連合会  
(生保労連)

# 今般の「新規業務の認可申請」の概要と受け止め

## 「新規業務の認可申請」の概要

### 終身保険の見直し

・現行商品の引受を継続しつつ、  
解約返戻金低減型を取り扱う

(・特約についても、解約払戻金低  
減型、無解約払戻金型を新設)

### 定期年金保険の見直し

・現行商品は既に引受を停止している中で、  
「トンチン年金」を取り扱う(金利情勢によっ  
て現行商品の取り扱いを再開するかは不  
明)

・「トンチン年金」は、民間会社での取り扱  
いは数社のみで一般消費者に馴染みの薄い  
仕組み・特性を持つ商品

(・特約についても、無解約払戻金型を新設)

### 入院特約等の見直し

・入院初期保険金(選択制)の  
新設

・手術保険金について、96区分  
に応じた支払いから公的医療  
保険制度連動型へ

・解約払戻金低減型、無解約払  
戻金型を取り扱う

## 受け止め

いずれも現行商品の見直しの範疇を超える内容であり、  
「新たな商品を提供する場合」に該当

# 「公平・公正な競争条件の確保」の観点から①

## 現 状

- かんぽ生命の株式は上場されたとはいえ、大半の株式を政府が実質的に保有
- 株式の完全売却に向けた具体的な計画も未だ示されていない状況

### ＜「郵政改革に関する国民意識調査」(2015年3月・生保労連実施)より＞

- ・「かんぽ生命」への加入理由として、「信頼感・安心感があるから」「政府出資があり政府の関与が期待できそうだから」を挙げた方を合わせると約8割
- ・「政府の間接出資を残したままでの業務範囲の拡大」について、民間生命保険会社に「影響が出るのではないか」との回答者が「影響がない」との回答者の約1.7倍

**◎まずは政府関与(出資)の解消をはかることが先決であり、少なくともかんぽ生命株式の完全売却の道筋を明確に示すことが必要**

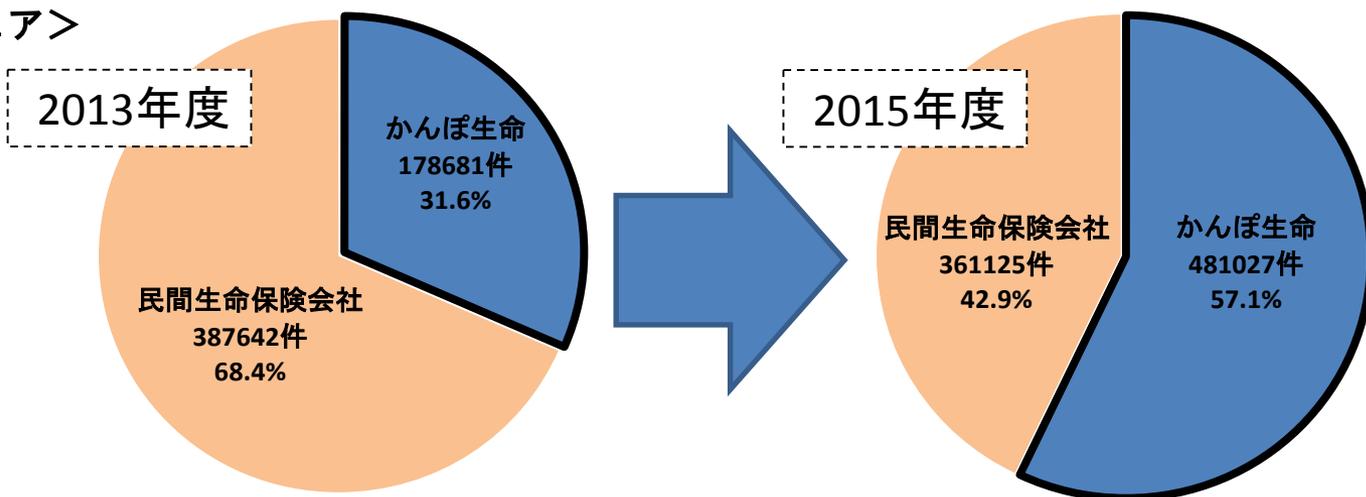
(現行法では、「日本郵政が保有するかんぽ生命の株式は、その全てを処分することを目指し、できる限り早期に処分」とされているが、郵政民営化スタート時において、2017年9月30日迄に完全売却することとされていた経緯等に照らしても、その歩みが遅いことは明白)

# 「公平・公正な競争条件の確保」の観点から②

## 現 状

○2014年4月に改定された学資保険の販売シェアは、2013年度の31.6%から2014年度には65.8%と大幅な進展、2015年度も57.1%と圧倒的なシェアを誇る

＜学資保険の契約件数・シェア＞



◎民間会社からも内容的に勝るとも劣らない新商品が発売される中で、かんぽ生命の大幅なシェア拡大がなされている実態は、一般消費者のかんぽ生命に対する絶大な信頼感、すなわち「暗黙の政府保証がある」との誤解を払拭できておらず、公平・公正な競争条件が確保されていないことの証左である

◎今般の「新規業務の認可申請」が認められることとなれば、終身保険・定期年金保険についても、同様の事象が発生する懸念が大きい

# 「公平・公正な競争条件の確保」の観点から③

## 現 状

- 生保労連には、一般消費者に「暗黙の政府保証が存在する」との誤解があることを窺わせるお客さまの声が、組合員を通じて多数寄せられている

### ＜組合員を通じて寄せられている代表的な事例＞

- ・ お客さまから、「かんぽ生命は日本郵政グループの一員なので、万一時でもゆうちょ銀行などの他のグループ会社からも融資を受けられると思うので安心」と言われ、そのお客さまはかんぽ生命の学資保険に加入された。
- ・ とある会社の社長から、「かんぽ生命は政府出資があるため破綻することはないので、一般民間生保には加入しない」と言われた。
- ・ お客さまから、「かんぽ生命の職員さんに、当社は国の出資があるから絶対に破綻しない」と言われた、という話を聞いた。

◎郵政民営化委員会の「所見」にて指摘されているとおり、すべての関係者による一般消費者の誤解を払拭するための配意が望まれる中、郵政民営化後約10年間を経てもなお、その歩みは遅々として進んでいない

◎こうした状況にあるにもかかわらず、今般の新規業務の認可申請が認められることとなれば、「民業圧迫」に繋がることは明らかであり、「公平・公正な競争条件の確保」の観点から、明らかに問題がある

# 「生命保険事業の健全な発展」の観点から

今般の「新規業務の認可申請」は、いずれも「新たな商品を提供する場合」に該当し、現行取り扱い商品と比較して、より高度な募集・管理態勢が必要な商品

## 募集・管理態勢のポイント

### 終身保険の見直し

- ・現行商品より保険料が安くなるメリットと併せて、途中解約する場合のリスクについて、よりきめ細かい丁寧な説明
- ・現行商品が併存する中で、お客さまがニーズに応じてどの商品を選択すべきか決定するにあたり、より高度なコンサルティング

### 定期年金保険の見直し

- ・定期年金保険は「貯蓄」と一般的に認識されていることから、保険料払込期間中の解約や死亡も想定した、左記の終身保険以上によりきめ細かい丁寧な説明とより高度なコンサルティング
- ・ご家族の理解(特にお客様がご高齢の場合)も必要

### 入院特約等の見直し

- ・保障範囲が広がると考えられる中で、現行の告知項目、審査基準等との差異の説明およびその管理態勢
- ・現行商品より保険料が安くなるメリットと併せて、途中解約する場合のリスクについて、よりきめ細かい丁寧な説明

◎万一、加入時の説明不足等があった場合、それらの多くが加入直後ではなく、一定の時間が経過した後に判明するため、態勢整備が不十分な中で拡販すると、問題事例が長期間にわたり潜在化する懸念

◎調査審議に際しては、「公平・公正な競争条件の確保」の観点に加え、仮に新商品となる今般の見直しを行った場合、十分かつ適切な態勢整備がはかられているかどうかの慎重な確認が必要

# 生保労連の意見(まとめ)

## 「公平・公正な競争条件の確保」の観点から

郵政民営化にあたっては、民間会社との公平・公正な競争条件を確保することが大前提であり、これが実現しない中で、かんぽ生命の業務範囲の拡大を認めるべきではない。

まずは政府関与(出資)の解消をはかることが先決である。かんぽ生命株式の大半を政府が実質的に保有し、また、株式の完全売却に向けた具体的な計画も示されていない現状において、今般の「新規業務の認可申請」については、「公平・公正な競争条件の確保」の観点から、いずれも認可すべきではない。

## 「生命保険事業の健全な発展」の観点から

今般の「新規業務の認可申請」は、それらにかかる十分かつ適切な募集・管理態勢の整備等をはかることが前提であり、「生命保険事業の健全な発展」の観点から、当該整備状況等を慎重に確認する必要がある。

## 結びにあたって

- ◎生保労連は、「公平・公正な競争条件の確保」を大前提にお互いに切磋琢磨する中で、「生命保険事業の健全な発展」により一層、寄与していきたいと考えている。
- ◎ただし、公平・公正な競争条件の確保がはかられていない現状下において、新規業務等が認められることにより、民間生保会社で働く者の雇用や生活に悪影響が及ぶことは、生保産業唯一の産業別労働組合として断固認めることはできない。
- ◎かかる認識から、今般の「新規業務の認可申請について」は、いずれも認可すべきではないと考える。
- ◎貴委員会において慎重かつ十分な審議・検討が行われることを、切に要望する。